

令和4年度第1回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和4年5月16日（月）
午後2時～午後4時
市役所2階201～203会議室

出席：加藤委員、副田委員、宮崎委員、古久保委員、下地委員、山本委員、
神野委員、大沼委員、星野委員、市川委員、及川委員、厚澤委員、遠藤委員、
井原委員、今井委員

欠席：大栗委員、朝長委員、野村委員、細川委員

1 開会

障がい者福祉課齋藤課長

2 委嘱状交付

3 あいさつ

浜中市長あいさつ

4 委員自己紹介および事務局紹介

（資料省略）

5 自立支援協議会の役割について

（資料2）

（事務局）資料2により、協議会の設置および所掌事務について説明。

6 会長および副会長の選任

会長 井原委員、副会長 古久保委員に決定

7 協議事項（会長進行）

(1) 専門部会の構成について

（資料3）

（事務局）資料3-1により、部会編成および各部会の活動内容について説明。なお、今年度より始める基幹相談支援センターおよび児童発達支援センターの設置に向けた検討については、相談支援部会に担当

していただきたいと考えています。

資料3-2により、部会編成を提案。留任の委員については引き続き同じ部会に所属していただき、新任の委員については、前任者が所属していた部会に入っていただくことを提案。

なお、部会長については、日中活動・就労支援部会は引き続き大沼委員に、差別解消・権利擁護部会は引き続き遠藤委員に留任していただくことを提案。

→事務局案通りに決定。相談支援部会の部会長は、互選により、下地委員に決定。

(主な質疑、意見等)

・昨年度はコロナ禍により、その部会も集合しての開催が難しかったが、オンラインでの会議が可能となるように、市においてアカウントの取得などを検討してほしい。

→市でもアカウントは持っており、令和3年度第4回協議会はオンライン併用で開催した。今後も、本会、部会ともにオンライン併用での開催を検討していきたい。

8 報告事項

- (1) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料省略)
(事務局) 資料により説明。

(主な質疑、意見等)

・資料の中で認定不可となったケースがあるが、当該従事者は今後他の障害者福祉施設に再就職し、同様の問題を起こす可能性はないか。

→本件の認否は明らかではないが、他施設に再就職することは考えられる。今後も情報収集し、必要に応じて本協議会で報告することとしたい。

- (2) 自立支援塾おざくで発生した事故の状況について

(事務局) 資料5により説明。本件については、都および市で当該法人への指導検査を行うことを計画しているが、まだ警察が捜査中であり、状況の調査に必要な資料が押収された状態であるため、捜査資料の返還後になると思われる。今後、市としても都とともに指導

していく立場として、過去の事故も含めて情報収集し、本協議会でも報告することとしたい。

(3) 日中サービス支援型グループホームの開設について

(事務局) 日中サービス支援型グループホームについては、開設後に協議会で評価を実施することとなっており、新たに開設される際には事業計画等を事業者より本会にて説明することとしている。本日は開設事業者にお越しいただいているので、事業計画について説明していただくこととしたい。

(事業者) 事業計画資料にもとづき説明。既存のグループホーム(定員20名)を日中サービス支援型として、移転のうえ開設する計画である。

(主な質疑、意見等)

- ・風呂場の数、居間の広さ等について
- ・虐待防止のための研修の実施状況や職員の保有する資格について。また、やむを得ず身体拘束が必要な場合の対応等について
- ・日中活動の内容について
- ・2階の非常口の有無について

(4) その他

(事務局) 車いす利用者に対する差別解消にかかる相談を事務局で受けただため、情報の共有を図った。

→障がいのある人に対する理解がまだまだ進んでいない現実があり、今後どう普及啓発していくかが課題だと思う。SNSやパンフレットを作成し広く啓発していきたい。

9 その他

(1) 委員会の開催日程について

第2回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和4年8月30日(火) 午後5時45分～午後7時45分

青梅市役所2階 204・205・206会議室

以上

青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成20年9月24日
実施改正 平成23年4月1日
平成25年4月1日

平成24年4月1日

1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3にもとづき、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して普通に暮らしていけるよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、青梅市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- (6) 社会資源の開発および改善に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

3 組織

協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害当事者および家族の代表
- (6) 民生児童委員の代表
- (7) 商工団体の代表
- (8) 青梅市社会福祉協議会の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

4 委嘱

委員は、市長が委嘱する。

5 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員

協議会には、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 会議

協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

8 意見の聴取等

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

9 専門部会

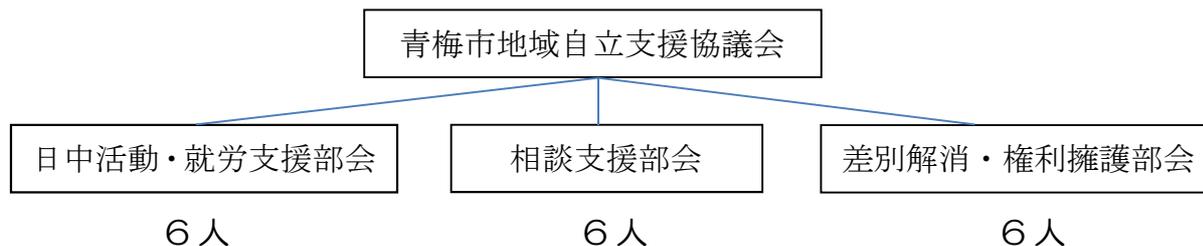
- (1) 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
 - (2) 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
 - (3) 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 10 意見の聴取等
- 部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。
- 11 事務局
- 協議会の事務局は、障がい者福祉担当課に置く。
- 12 守秘義務
- 協議会および専門部会（以下「協議会等」という。）の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 13 その他
- この要綱に定めるもののほか、協議会等に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 14 実施期日
- この要綱は、平成20年9月24日から実施する。
- 15 経過措置
- (1) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
 - (2) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
 - (3) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

青梅市障害者地域自立支援協議会の部会編成について

自立支援協議会本会においては、青梅市としての全体課題の協議検討、各部会の活動報告および意見交換・協議を行っています。

各専門部会においても、地域課題に取り組みながら、課題解決に向けての活動を行っています。

部会編成（平成30年度～）



活動内容~~~~~

日中活動・就労支援部会

- ・障害児健全育成に関すること。（児童発達支援・障害児サービス）
- ・障害者（児）の日中活動に関すること。
- ・医療的ケアを必要とする障害児支援。
- ・障害者就労支援。（企業見学会・ハローワーク等との連携）

相談支援部会

- ・相談支援に関すること。（相談支援員のスキル向上・基幹相談支援の検討）
- ・地域活動支援拠点に関すること。
- ・基幹相談支援センター、児童発達支援センターに関すること。
- ・巡回相談

差別解消・権利擁護部会

- ・障害者差別解消、合理的配慮に関すること。
- ・障害者権利擁護に関すること。
- ・障害者虐待に関すること。

~~~~~

部会内での構成

課題に応じ、外部委員も含め対応。

開催事業、事案対応等案件に応じ、部内で班編成をし、対応していく。

（部会全員で対応すべき案件&プロジェクトチームによる対応の案件）